

落札者決定基準 (堺市キャリアサポート事業運営業務)

1 基本的な考え方

落札者の決定に当たっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、予定価格の範囲内で有効な入札を行った者について、本落札者決定基準に基づき入札価格と提案内容を審査し、総合評価点が最も高い者を落札者とする。

なお、公平な審査を行うため、本市が設置する堺市キャリアサポート事業運営業務に係る事業者選定委員会（以下「委員会」という。）にて審査を行う。

(1) 価格評価点

入札価格について、後に示す算出式に基づき、「価格評価点」を与える。

(2) 技術評価点

別記「評価表」に基づき提案内容を審査し、「技術評価点」を与える。

(3) 総合評価の方法及び落札者の決定方法

「価格評価点」及び「技術評価点」の合計点（＝総合評価点）が最も高い者を落札者とする。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{総合評価点} \\ \hline \text{(500点満点)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{価格評価点} \\ \hline \text{(150点満点)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{技術評価点} \\ \hline \text{(350点満点)} \\ \hline \end{array}$$

(4) 有効とする数字

「価格評価点」及び「技術評価点」の算出に当たっては、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。

(5) 総合評価点が最も高い者が複数ある場合の落札者の決定方法

ア 総合評価点が最も高い者それぞれの「価格評価点」「技術評価点」が異なる場合
価格評価点が高い者を落札者とする。

イ 総合評価点が最も高い者それぞれの「価格評価点」「技術評価点」が同じ場合
技術評価点のうち、評価項目「③④⑤」における各委員の合計点が高い者を落札者とする。

ウ 以上アからイで落札者を決定できない場合

入札価格が低い者を落札者とする。入札価格も同じ場合は、別途日を定め、くじにより決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

2 価格評価点の算出方法

価格評価点は、入札価格に基づき、次により算出する。

$$\text{価格評価点} = 150 \text{ 点} \times (\text{最低入札価格} / \text{入札価格})$$

ただし、予定価格を上回る入札を行った者は、落札者としない（技術提案書等の審査は行わない）ものとする。

3 技術評価点の算出方法

入札参加者から提出された技術提案書等を審査し、別記「評価表」に基づき以下の手順により技術評価点を算出する。

(1) 評価点

ア 技術提案書等の記載内容により、各評価項目について次のとおり評価点を付与する。

評価の目安	評価点
非常に優れている	5
優れている	4
標準である	3
やや劣っている	2
劣っている	1
記述がない（評価できない）	0

イ 平成30年4月1日以降の地方公共団体における生活保護受給者又は生活困窮者への就労支援に関する業務の履行実績について、提出された当該実績を証明できる書類を審査し、次のとおり評価点を付与する。

評価の目安	評価点
人口 50 万人以上の地方公共団体が発注する履行実績が 5 件以上ある	5
人口 50 万人以上の地方公共団体が発注する履行実績が 1 件以上ある	3
上記以外の地方公共団体が発注する履行実績がある	1

(2) 項目評価点

評価点に、評価項目の重要度に応じて設定したウェイトを乗じて、項目評価点とする。

(3) 技術評価点

項目評価点を合計したものを得点とし、委員会の各委員の得点を平均したものを技術評価点とする。

(4) 技術評価点における基準点

(3)の技術評価点が210点未満の場合は、失格とする。

4 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に不足又は不備がある場合（軽微な場合を除く。）
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 著しく信義に反する行為があった場合
- (4) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (5) 技術提案書等の記載内容が法令違反など著しく不適当な場合
- (6) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (7) 技術評価点が、上記3(4)における基準点を満たさない場合

別記 評価表

評価項目	評価事項	配点	ウエイト	評価点	項目評価点	
①事業者概要	履行実績	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年4月1日以降の地方公共団体における生活保護受給者又は生活困窮者への就労支援に関する業務の実績等により、本市において十分な効果を期待できるか。 	25点	5	5. 人口50万人以上の地方公共団体が発注する履行実績が5件以上ある 3. 人口50万人以上の地方公共団体が発注する履行実績が1件以上ある 1. 上記以外の地方公共団体が発注する履行実績がある	
	業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 業務を着実かつ効果的に遂行することができる十分な実施体制及び資格要件を満たす従事者の確保体制が整えられているか。 業務責任者を筆頭とした組織体制の確保及び業務全体としてのサポート体制は十分か。 従事者の資質向上のための研修を実施できる体制か。 法令や社会規範に関する知識の向上及びコンプライアンスの意識の強化に努めているか。 	40点	8	5. 非常に優れている 4. 優れている 3. 標準である 2. やや劣っている 1. 劣っている	
	個人情報保護	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報の取扱いや個人情報保護の措置について、具体的な内容が記載されているか。また、プライバシーマーク等を付与されているか。 	10点	2	0. 記述がない	

②取組姿勢等	制度・業務に対する理解・業務目標	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護を取り巻く動向の理解や生活保護行政への理解は十分にできているか。 生活困窮者自立支援法についての理解や支援対象者像の理解は十分にできているか。 業務の目的や内容について十分に理解しているか。 業務を遂行するにあたり、目標を明確にしているか。 支援期間のなかで、本市が想定する目標値に向け、積極的かつ確実性を見込めるアプローチ方法になっているか。 	25点	5		
③業務内容	(1) キャリア カウンセリング業務	<ul style="list-style-type: none"> 支援対象者が速やかに就労へと結びつくような支援内容となっているか。 面談回数、期間等の設定は適切なものとなっているか。 課題を抱えた支援対象者に対して、きめ細やかな対応が期待できるか。 	40点	8	5. 非常に優れている 4. 優れている 3. 標準である 2. やや劣っている 1. 劣っている 0. 記述がない	
	(2) 求人開拓業務	<ul style="list-style-type: none"> 課題を抱えた支援対象者に対して、きめ細やかな対応が期待できるか。 求人開拓先について、生活保護受給者及び生活困窮者の対象者像に合ったものを確実かつ安定的に確保できる見込みがあるか。 求人の開拓方法やその開拓先情報の提供について、明確で計画性があり、本市において効果が期待できるか。 求人と支援対象者とのマッチングについて、職場見学や職場体験が可能な企業の求人開拓を行うなどの工夫がされているか。 本市を中心とした雇用情勢について、分析されているか。 生活困窮者就労訓練事業所の開拓及び連携、活用方法について効果が期待できるか。 	40点	8		
	(3) 集中・集団 支援業務	<ul style="list-style-type: none"> 受注者及び民間企業等によるセミナーについて創意工夫のある計画や支援内容となっているか。 支援対象者が継続して参加し、速やかに就労へと結びつくような支援内容となっているか。 	40点	8		

		<ul style="list-style-type: none"> 課題を抱えた支援対象者に対して、きめ細やかな対応が期待できるか。 支援実施場所は、本業務を実施する上で効果的な場所に確保される見込みがあるか。 				
	(4) 個別カウンセリング業務	<ul style="list-style-type: none"> 面談回数、期間等の設定は適切なものとなっているか。 課題を抱える支援対象者に対して、課題の背景の解決や適職の把握に向けたアプローチの方法やその後のフォローアップ体制は具体的で、効果が期待できるか。 課題を抱えた支援対象者に対して、きめ細やかな対応が期待できるか。 	40点	8		
④業務内容（定着支援）		<ul style="list-style-type: none"> 定着支援に関わるこれまでの業務実績から、支援対象者における職場定着の傾向について具体的な手法・分析となっており、職場定着率の向上を図るために効果的なものとなっているか。 職場定着サポートの手法は明確で具体性があり、本市において効果が期待できるか。 	40点	8		
⑤業務内容（共通）		<ul style="list-style-type: none"> 円滑な事業運営のためには保健福祉総合センターや自立相談支援機関等、関係機関との連携が不可欠であると理解しているか。 保健福祉総合センターや自立相談支援機関等、関係機関との連携手法について円滑な連携が期待できるものとなっているか。 各業務において、他の業務との効果的な連携手法について明確にしているか。 	40点	8	5. 非常に優れている 4. 優れている 3. 標準である 2. やや劣っている 1. 劣っている 0. 記述がない	
⑥自由提案		<ul style="list-style-type: none"> 提案のあった内容は具体的でかつ本市における業務の目的の達成に貢献できるものとなっているか。 	10点	2		
			350点 (満点)			点 (得点)